一般財団法人
日本立地センター
Japan Industrial Location Center

工業団地の維持管理、新たな展開に向けて調査費等を助成します

工業団地組合向け調査費等助成

令和８年度工業団地構造変化等対応支援事業

https://www.jilc.or.jp/pages/553/

一般財団法人日本立地センターでは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の協力により、工業団地を整備運営する事業協同組合に対し、工業団地の機能強化や魅力向上等の課題対応のための調査費等の費用に対する助成を、令和６年度～最長令和10年度までの５年間※実施します。

※取崩型基金を原資とするため基金残高がなくなり次第終了します。

中小機構 → 基金 → 日本立地センター（基金） → 助成金 → 工業団地協同組合 → 助成事業実施

助成対象事業（調査等）	工業団地を取り巻く経済社会構造の変化等に対応し、団地の機能強化と魅力向上のために行う事業の実施に関する調査研究や基本計画策定等で以下の掲げるもの ①**重点事業**：**防災・減災機能向上、GX対応**（省エネルギー・新エネルギーの推進等）、**DX対応**（業務のデジタル化等） ②**拠点機能強化事業**：組合施設等（会館、共同受電設備、消火栓設備、排水設備、駐車場等）の更新、団地の拡張・再配置や第2団地等、共同事業の見直し・新規事業の検討等 ※詳しくはHP掲載の公募要領を参照ください。 ▶組合の事業計画の基礎資料やコンセプトづくりに ▶高度化事業等利用の基礎資料づくりに
助成の対象者	次の要件を全て備えた工業団地を整備運営する**事業協同組合**であって助成事業を実施する者です。 （1） 組合員の２分の１以上が中小企業者である事業協同組合であること （2） 公募開始時点で、設立後、５年以上経過していること （3） その他公募要領に定める事項 ※詳しくはHP掲載の公募要領を参照ください。
助成率、限度額	調査費等の**対象経費**に対し以下の区分による**助成率**により助成します。 **対象経費：**謝金、旅費、会議費、雑役務費、委託費　等 **助成率：第１類**　①**重点事業**のみ　……　**４／５以内（※新設）** **第２類**　①**重点事業**を含む②**拠点機能強化事業**　……　**４／５以内（※新設）** **第３類**　②**拠点機能強化事業**のみ　……　**２／３以内** **助成金額　：最小100万円～最大１,５００万円**　**（※～1,000万円から上限UP）** ※組合の負担例 第１類･第２類　最小事業費125万円：組合負担25万円（助成率4/5）～ 第３類　最小事業費150万円：組合負担50万円（助成率2/3）～ ※委員の視察調査の旅費も対象になります。 ※詳しくはHP掲載の公募要領を参照ください。
助成事業の実施期間	助成事業の実施期間は、交付決定日から**最長翌年の12月末日まで可能**です。 ※交付決定された事業計画書に定めた期間です。 ※ただし、令和10年度選定（採択）先は当該年度内の期間となります。 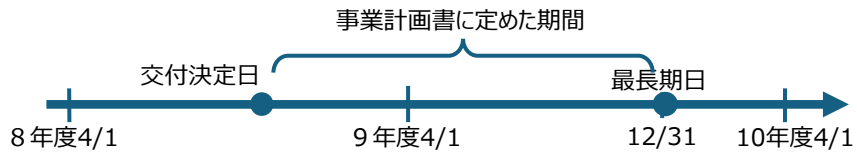

調査実務等の業務委託	調査実務等は、調査・計画コンサルタント会社等へ**業務委託可能**です。 ※３者見積りを徴収のうえ、調査等委員会での委託先決定が必要です。 ※調査等委員会の委員、組合員企業への委託等は原則不可としています。 （調査実務の例） ・現況評価、書類調査、規制等調査 ・組合員等アンケート、ヒアリング ・調査結果に基づく検討作業　等

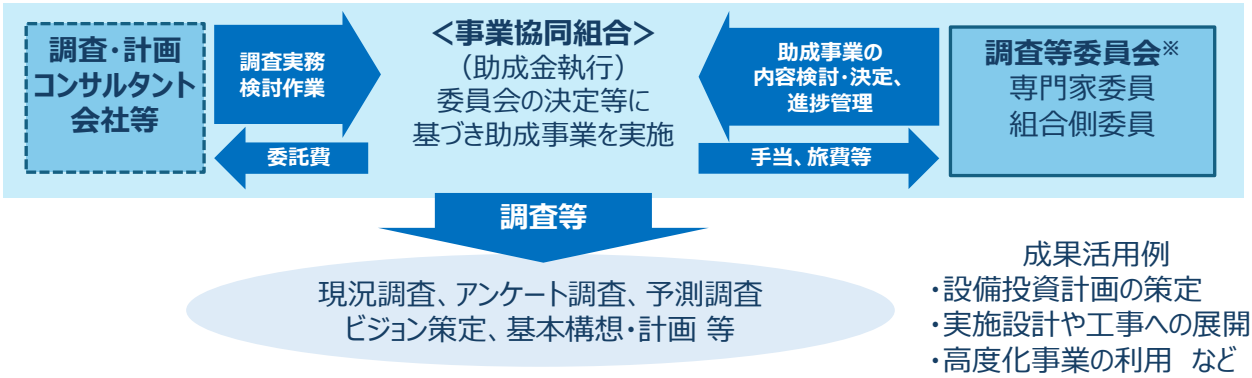

調査等委員会の設置	調査期間を通じて**調査等委員会の設置**が必要です。 ・３回以上の開催 （事業内容決定、委託先決定、報告とりまとめ） ・外部の専門家委員１名以上の登用が必要 ・内部委員は組合員が務める ※詳しくはHP掲載の公募要領を参照ください ▶組合員の組合事業への参加に（組合の求心力向上に） ▶組合員間の合意形成等に 専門家委員：組合に所属・関係しない外部の有識者であり、原則全ての委員会（回）に出席する者 例：大学等教員、自治体、商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会及び金融機関の役職員など（テーマに関連した専門家） 組合側委員：組合の役職員又は組合員で、原則全ての委員会（回）に出席する者 外部専門家：専門家委員・組合側委員とは別に、特別に意見を聴取するため外部の有識者を臨時に、外部専門家として委員会に招聘することができる

事業実施の概略手続き（詳細は公募要領を参照）
▼ 組合　事業計画書の作成、応募
　センター　選考委員会の開催・選定通知
▼ 組合　交付申請
　センター　交付決定
▼ 組合　事業実施（調査等実施）
▼ 組合　助成事業実績報告(経費支払証憑等添付)
　センター　助成金額確定通知
▼ 組合　助成金支払請求
　センター　助成金払込
※助成事業成果に基づいた事業等実施は必須ではありませんが、事業完了後5年間、進捗や対応状況の報告義務があります。

＜参考＞　令和８年度の**２次募集**スケジュール（予定）
募集期間　：**令和８年 ９月18日（金）～11月4日（水）**
（応募書類の郵送は当日消印有効）
選考委員会：令和８年　１２月
採択公表　：令和８年　１２月
交付申請受付**・交付決定（事業開始）：12月中旬以降**随時

※募集は予算の範囲内となりますが、令和８～９年度は、原則年２回、**5～6月（1次）**頃と**10月頃（2次）**に募集するスケジュールを予定しています。

お問い合わせ先
一般財団法人
日本立地センター
Japan Industrial Location Center
産業立地部 工業団地組合助成金担当
TEL.03-5801-9842　（平日10～12時及び13～17時）
MAIL：sangyo@jilc.or.jp
〒103-0077 東京都中央区日本橋浜町61-9 TIE浜町ビル4F
URL:https://www.jilc.or.jp